令和6年度の雇用保険料率について

~令和5年度と同率です~

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下の とおりです(令和5年度と同率です。)。
 - <u>失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は</u>7/1,000です。)。
 - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)。

<令和6年度の雇用保険料率>

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)	6/1, 000	9. 5/1, 000	6/1, 000	3. 5/1, 000	15. 5/1, 000
農林水産・ [※] 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1, 000	10. 5/1, 000	7/1, 000	3. 5/1, 000	17. 5/1, 000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1, 000	11. 5/1, 000	7/1, 000	4. 5/1, 000	18. 5/1, 000

(枠内の下段は令和5年4月~令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する 事業については一般の事業の率が適用されます。

